

民生福祉常任委員会記録
(所管事務調査)

令和3年4月14日

【開催日】 令和3年4月14日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後2時～午後4時55分

【休憩時間】 午後2時46分～午後2時55分
午後3時50分～午後4時

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	水津 治
委員	河崎 平男	委員	杉本 保喜
委員	松尾 数則	委員	矢田 松夫
委員	吉永 美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰		
----	------	--	--

【執行部出席者】

福祉部長	兼本 裕子	福祉部次長兼社会福祉課長	岩佐 清彦
福祉部次長	尾山 貴子	高齢福祉課長	麻野 秀明
高齢福祉課主幹	大井 康司	高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長	荒川 智美
高齢福祉課主査	篠原 紀子	高齢福祉課高齢福祉係長	古谷 雅俊
地域包括支援センター所長補佐	伊藤 比呂子	障害福祉課長	吉村 匡史
障害福祉課課長補佐	松本 啓嗣	障害福祉課障害福祉係長	三隅 貴恵
障害福祉課障害福祉係主任	梅野 貴裕	障害福祉課障害支援係長	岡手 優子
病院局事務部長	國森 宏	病院局事務部次長	和氣 康隆
病院局総務課庶務係職員	樋口 裕樹		

【事務局出席者】

議会事務局長	尾山 邦彦	事務局次長	島津 克則
事務局書記	田中 洋子		

【付議事項】

- 1 所管事務調査 災害拠点病院の指定について
- 2 所管事務調査 高齢者福祉計画について
- 3 所管事務調査 障害福祉計画について

1 所管事務調査 災害拠点病院の指定について

【議事の概要】

- ・山陽小野田市民病院は令和3年3月31日山口県より災害拠点病院に指定された。
- ・災害拠点病院の概要、山口県の整備状況、災害拠点病院の指定要件（別添資料のとおり）

【主な質疑】

河崎平男委員 指定されたことによって助成金等、支援策、職員の増減があるか。

國森病院局事務部長 助成金はない。建物を建て替える際には災害拠点病院の機能を有するための支援がある。職員の増減はない。

杉本保喜委員 指定要件に食料、飲料水、医薬品について3日分程度を備蓄しておくこととあるが、問題ないか。

國森病院局事務部長 問題ない。

杉本保喜委員 ヘリポートを整備しておく必要があるのではないか。

和氣病院局事務部次長 県の緊急離発着場として登録しており、離発着できることを確認している。舗装は県の補助対象外のため難しい。

國森病院局事務部長 山口大学医学部附属病院のヘリコプター運営会社が市民病院への離発着に支障があれば舗装対応する必要があるが、現状で問題ない。

吉永美子委員 災害医療支援機能として、地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能とあるが、地域の医療機関とはどこか。応急用資機材とはどういうものか。また、指定要件にある適切な容量の受水量とはどのくらいの量なのか。3日分程度の備蓄とは入院患者のためのものか。

國森病院局事務部長 地域の医療機関がどこかは決まっておらず、大規模災害発生時には県が調整を行う。応急用資機材は救急医療3セットを用意している。飲料水については一日分確保しており、あとは協定で持ってきてもらうことになっている。トイレ等の水については雨水等を利用しており、飲料水とは別に確保している。備蓄は入院患者を想定している。

松尾数則委員 災害時にはベッド数を用意しておく必要があると思われるが、どれくらい用意しているのか。災害拠点病院の指定を受ける際に病床をいくらか用意しなければならないという要件はないのか。

國森病院局事務部長 簡易ベッドが5台と外来のベッドがある。災害時には全

ての人がベッドで寝ることはできない。ソファ等も活用し、入院というよりは療養してもらうことになる。指定に病床確保の要件はない。

大井淳一郎委員長 災害時にはどのフロアを利用すると想定しているか。

和氣病院局事務部次長 災害の種類によってどこを利用するか変わってくる。

災害拠点病院の施設要件に災害時における患者の多数発生時に対応可能なスペースとあり、災害状況に応じて外来や廊下、大会議室等を確保できる。

松尾数則委員 DMATを保有しても交付税に割増し等はないのか。

國森病院局事務部長 そういうものはない。拠点病院になれば、施設整備の際に建物を建て替えるのであれば支援策がある。

吉永美子委員 県による計画の下で災害拠点病院が宇部・小野田地域では山口大学医学部附属病院と山陽小野田市民病院と山口労災病院の3病院になったわけだが、県主導の下で災害時に備えて、何か連携は行っているのか。

國森病院局事務部長 基幹災害拠点病院である県立総合医療センターが他の拠点病院に対して教育、研修を行う。拠点病院に指定されたため、そういった訓練等に参加しながら機能を高め、維持していかなければならない。

矢田松夫委員 今後の研修、訓練はどうなるか。

和氣病院局事務部次長 今後の訓練はDMATの活動として、令和3年5月23日に2021年山口県総合防災訓練に参加予定である。院内での訓練はこれから体制を作り実施、検討していくことになる。

矢田松夫委員 DMATのチームを作らないといけないが、選出方法を今から検討するのか。

和氣病院局事務部次長 現在DMATチームは2チームある。防災訓練についてはDMATチームが中心となって、計画を作っていくことになる。

國森病院局事務部長 DMATの隊員になるには、隊員の養成研修を受講し実技等をパスしなければならない。当院では現在9名、医師、看護師、薬剤師、リハスタッフ、事務員がDMAT資格を取っており、研修に参加している。

大井淳一郎委員長 研修等行っていかなければならないが、災害発生時にはDMAT9名の他の全職員が同じ意識を持って対応できるのか。

國森病院局事務部長 災害時に頼れる病院として期待に応えるためには、訓練への参加等、今後より一層の体制づくりを進めていかなければならない。これで名実ともに拠点病院になると考えている。

大井淳一郎委員長 矢賀病院局長が山口労災病院におられたため、ノウハウを

得ておられるので、これから体制づくりを進めていただきたい。

矢田松夫委員 DMA Tは1チームが何人か。

和氣病院局事務部次長 チームを派遣する際は4人か5人の派遣になる。構成は医師1名、看護師2名、業務調整員が1名か2名になる。

矢田松夫委員 コロナも災害の一つだが、コロナにも派遣することは今後考えられるのか。県知事の要請で派遣された場合、公表されるのか。

國森病院局事務部長 コロナにDMA Tを派遣していると聞いている。県が要請すれば派遣することになる。派遣された場合、県が公表するかは分からないが、病院名は公表しないと思われる。

矢田松夫委員 災害拠点病院に指定されて何が変わったのか。

國森病院局事務部長 表札を付けたのが一番大きい。拠点病院という一つの基準に沿った要件をクリアして指定を受けたことになる。市民病院として、一般医療はもとより、災害時に頼れる病院を目指したのが今回の結果である。山陽小野田市の基幹病院的な役割を果たすことが使命である。

杉本保喜委員 2年くらい前に厚生労働省が地域医療構想の中で再編対象とした中に市民病院もあったが、今回災害拠点病院として指定されたことで県のバックアップにより再編を断れるのか。

國森病院局事務部長 424病院が再編の対象となったが、必ず再編しなければならないものではなく、統合だけではなく機能を変えたりと考えなければならない対象になった。救急と災害拠点病院という要件はクリアしているが、5疾病の要件が近隣の山口大学附属病院と競合するためポイントがもらえず、再編対象となった。基準が変わらない限り難しい。

午後2時46分 休憩

午後2時55分 再開

2 所管事務調査 高齢者福祉計画について

【議事の概要】

- ・第8期山陽小野田市高齢者福祉計画の概要及び内容説明
(別添資料のとおり)

【主な質疑】

吉永美子委員 第7期と第8期の違いは何か。

麻野高齢福祉課長 第6期と第7期は地域包括ケアシステムを構築、充実していくことを主眼で計画策定した。第8期については高齢化の進展を踏ま

えて地域包括ケアシステムを推進し幅広く進めていくという点を主眼に計画策定し、それに合わせて自立支援あるいは介護予防重度化防止の取組を充実させようと計画策定した。第8期からは現下のコロナ禍と災害等を加えて策定している。

吉永美子委員 市独自事業があるか。大きな課題を持っている事業があるか。

古谷高齢福祉係長 市独自事業としては、介護支援ボランティア活動事業、敬老会の運営補助事業、敬老月間啓発事業、生きがいと健康づくり推進事業、ねんりんピック出場者祝い金、老人福祉作業所への補助、入浴サービス事業、訪問理美容サービス、福祉電話利用助成事業、高齢者相談事業、緊急時短期入所事業、無年金者特別給付金支給事業、生活管理短期入所事業、老人保護措置事業である。課題は令和2年度はコロナの影響で介護ボランティア等の実績が減っている。

吉永美子委員 63ページの安心相談ナースホン設置事業は、民生委員がチラシを配って周知しているが、事業を御存じない方もおられる。民生委員だけをお願いするのは無理があるが、市としてどうしていくのか。

古谷高齢福祉係長 安心相談ナースホン設置事業は有効な手段であるとともにもっと広めていくべき事業であると考えている。高齢者保健福祉実態調査の際、住民基本台帳上の一人暮らし世帯の方の情報を民生委員に渡し、実際に訪問していただいている。その他にデイサービスの施設にチラシを送っている。FMきららとケアマネの連絡会議でも事業の紹介をしている。ホームページ、広報でもお知らせしている。その他も検討していきたい。

吉永美子委員 独居高齢者を市が訪問することはないのか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 全ての高齢者を訪問するのは難しい。民生委員や近隣の方から相談があった場合は主に地域包括支援センターの職員が訪問している。

吉永美子委員 デイサービス等に行かれています方は施設がすることがあるが、そういったところに行っていない一人暮らしの方は民生委員のみになるため、できることを検討してほしい。

杉本保喜委員 43ページに介護支援ボランティア登録者数が評価指標で毎年10人ずつ増えることになっているが、現時点では何人か。

古谷高齢福祉係長 令和元年度末で1号保険者が207人、2号保険者が27人の合計234人になる。

杉本保喜委員 登録した場合の講習はどういったものか。

古谷高齢福祉係長 申込みは年間通して受け付けしており、年1回4月下旬に

登録されている方を集めて半日講習を行っている。活動内容はサポーターとして登録後、介護施設等で施設行事のお手伝いやお茶出し、話し相手、配膳の補助、趣味特技を生かした歌、楽器演奏等であり、技術的に特別身に着けておいていただくようなことは想定していない。

杉本保喜委員 42ページに認知症高齢者等見守りネットワーク推進事業があるが、他市では徘徊老人に対する災害については市のほうで見る徘徊高齢者個人賠償責任保険事業という施策を講じているところがある。このような施策をどう考えるか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 現時点では認知症の行方不明の方の賠償に関する保険というのは施策として考えていない。現在、見守りネットさんようおのだという行方不明になられた高齢者の情報をメール登録された方に情報発信して早期発見、保護につながる活動をしている。また昨年度FM山口から、おかえりQRコードという行方不明になる可能性のある高齢者の方等にQRコードのシールを希望者に配布する事業に取り掛かっており、QRコードを読み取ることで家族に連絡がいくという取組もしている。

水津治副委員長 68ページに今後、介護従事者の方が相談できるような体制づくり等、離職防止対策に取り組んでいくとあるが、今の段階で何か具体的にあるか。

篠原高齢福祉課主査 離職防止について具体的な計画はこれから検討していくことになる。計画策定時のアンケート調査で、介護について仕事の悩みを話せる場所がほしいとか些細なことでも気軽に相談できる窓口がほしい等の意見があったので、取り組んでいきたい。

杉本保喜委員 40ページに生活支援サービスの体制整備事業があるが、公共交通機関がもっと使いやすい形にすることによって改善されていくと思われるが、市として話し合いをする場はないのか。

麻野高齢福祉課長 今後商工労働課の公共交通会議に高齢福祉課も参加し検討できることを考えていく予定である。

杉本保喜委員 公共交通会議で意見を出すことによって、緊迫感、必要性を感じさせることにつながっていく。高齢福祉課からもっと具体的な数値を入れ込んでいく姿勢が欲しい。

麻野高齢福祉課長 御指摘のとおり必要があるときには資料を出していきたい。

松尾数則委員 介護保険を利用される方と施設とのマッチングはどのように行われるのか。

篠原高齢福祉課主査 介護保険の認定を受けた方がサービスを利用する際には

必ず介護支援専門員ケアマネジャーが付くことになる。ケアマネジャーが御本人、御家族のお宅に訪問して利用の希望や必要性を把握してアセスメントを取り計画に基づいてサービスを提供する。認知症の方には認知症の方向けのデイサービスの提案をする。ケアマネジャーが適切にアセスメントして計画を作るため、困った事例は特にはない。何かあればケアマネジャーが介護保険係等に相談し一緒に検討している。

大井淳一郎委員長 今回計画を策定し3か年で実施していこうというところだが、コロナの関係で計画は立てても実行はできないということが考えられる。できることから始めていかなければならないが、福祉計画を進めていくためにどのような工夫をしていかなければならないかと考えたときに市の姿勢が問われるわけだが、いかがか。

麻野高齢福祉課長 福祉計画については、コロナの影響がないと仮定して策定しており、状況を見ながら考えていく必要がある。ICTを使ったZOOM会議やDVDを作って配布するなど既に取り組んでいることもあるが、今後でもできることを考えながら取り組みたい。

大井淳一郎委員長 災害時要援護者ということで市が登録しているメンバーと社会福祉協議会が把握しているどうしちよるネットのメンバーで、災害時に支援を必要とする人達の把握、連携は取れているのか。

荒川高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 災害時の要援護者のリストについては市と社会福祉協議会のリストの連携が十分ではないと認識している。昨年度から庁内の関係機関の中で障害福祉係や社会福祉課、災害の担当部署と災害時の要援護者の支援についての協議を始めている。今年度は地域で持っているネットワークとの連携についても検討していきたい。

午後 3 時 5 0 分 休憩

午後 4 時 再開

3 所管事務調査 障害福祉計画について

【議事の概要】

- ・ 第4次山陽小野田市障がい者計画の概要及び内容説明
- ・ 第6期山陽小野田市障がい福祉計画の概要及び内容説明
- ・ 第2期山陽小野田市障がい児福祉計画の概要及び内容説明
(別添資料のとおり)

【主な質疑】

杉本保喜委員 障害者を取り巻く現状についてというアンケートを見ると災害時への不安を相当感じているというのがよく分かる。37ページの災害時の準備の有無を見ると準備していない人が半数以上いるが、災害時に備えた訓練は定期的に行っているのか。

松本障害福祉課課長補佐 訓練については施設で計画を立て訓練を行った場合は報告を受けているところもある。全ての障害サービス事業所については把握していない。

杉本保喜委員 施設の避難計画を具体的に作らなければならないという意識づけを市として全体的に声掛けをしていく必要がある。何か方策はあるか。

兼本福祉部長 訓練等については、市の組織の中で福祉指導監査室を設けており、事業所等の監査の中で火災訓練、避難計画が立てられているか、不審者に対する計画が立てられているかを全てチェックしている。不足する分に関しては、訓練を行うように計画を立てるように指導している。個人の中でまだ認識が低い方がおられると分析しているが、ほとんどの事業者で危機管理は計画ができており年に数回訓練を行っているという認識している。

大井淳一郎委員長 在宅で生活している障害者の把握について、名簿は民生委員が把握しているが、個人情報関係で表に出せない問題がある。自治会や自主防災組織等、障害者も含めて万が一のときに手助けしたいと考えたときに名簿の把握ができないという問題があるが、市としてどのように考えているか。

岩佐福祉部次長兼社会福祉課長 要援護者の支援マニュアルに基づき名簿等は作成しているが、本人の了承を得ていないため表に出したり連絡することはできない。個別計画を作っている方については了承を得ているためできる。国からの指示で個別計画を策定するよう努力義務が課せられている。県においても介護支援専門員の協会に市町が作る計画等に協力するよう文書を出している。今後防災担当課をもとに市として個別計画をより多くの方が立てられるように努力していきたい。

河崎平男委員 10ページに計画の期間があるが、第2次、第3次は3年間だったが、第4次では6年間になっているのはなぜか。

兼本福祉部長 以前は2本の計画だったが、見直しの際に障がい者計画というのは中期計画であるという位置づけであるため6年間とし、基本方針を定めた中期計画をより実効性の高い実施計画に落とし込んだものが障がい者計画と障がい児計画ということになり、前回作ったときに期間の見

直しを行った。

吉永美子委員 70ページにバリアフリー推進事業があるが、本市においては昨年12月に手話言語条例が制定され、3月に推進するための計画が策定されたが、バリアフリーを推進するに当たり手話言語条例が制定されたことにより事業はどのようなになるのか。

松本障害福祉課課長補佐 手話言語条例第6条に基づく施策の推進のための方針を令和3年3月に策定した。四つの基本方針があり、それぞれの施策について検討している。一つ目が手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する事、二つ目が手話による情報発信及び取得に関するもの、三つ目が手話による意思疎通支援に関する事、四つ目が手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実に関する事である。既に行っている事業もあり、一つ目の手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する事でいうとアイサポーター研修の実施とSOS健康フェスタでの手話の紹介、意思疎通支援事業ということで市主催の講演会等で手話通訳者を会場に配置して講演内容を手話通訳する事業、これが施策方針に該当する。今後の計画として、3点考えており、1点目が小学生に理解の促進を図るための出前講座、2点目が広報やSNSを利用した周知方法を展開する、3点目が職員研修ということで職員を対象に挨拶や窓口の対応方法等ができるような研修をできるように調整中である。二つ目の手話による情報発信及び取得に関するものについては、意思疎通支援事業や広報、SNSを利用した周知と同じようなものになっているため、新たなものは考えていない。三つ目の手話による意思疎通支援に関する事は、地域生活支援事業の中に意思疎通支援事業があり、聴覚障害者に対して通訳者を派遣し手話通訳する事業となっている。この意思疎通支援の説明会は手話奉仕員や聴覚障害者にも案内している。新たに考えているのが手話通訳者の設置事業でタブレットを使用し手話通訳の業者にテレビ電話で遠隔手話通訳してもらおう事業である。四つ目の手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実に関する事については、手話奉仕員等養成研修事業とスキルアップ講座を行っている。意思疎通支援事業制度の説明会の際に聴覚障害者と意思疎通支援者の方に連絡会を催している。

吉永美子委員 108ページにグループホーム等の充実及び地域生活支援拠点の充実とあるが、グループホームは市内に2か所しかないが大丈夫か。

岡手障害支援係長 グループホームを含めて障害者施設の登録は県になるが、利用者が市内に限らず県内どこのグループホームでも利用できる体制になっている。地域の中で障害者を受け入れる体制については自立支援協

議会等で協議するが、グループホームを増やしていく話はない。

吉永美子委員 2か所しかないから市外に行っている実態はないのか。現状でいいのか。充実を図るとはどういうことなのか。

岡手障害支援係長 グループホームに入りたいのに入れない方はいない。充実ということに関しては、施設や病院から出たときにグループホームも検討するという地域移行の観点から、グループホームを増やすというよりはグループホームを利用しながら地域に帰っていけるような整備をしていく。

矢田松夫委員 障害児を抱えた親御さんから親亡き後のことを切実に相談される。82ページを見ると地域生活支援拠点の計画が進んでいるため、親亡き後も安心して生活できると希望を持っていいか。

岡手障害支援係長 地域生活支援拠点の中で、サービス利用者には相談員が付いており、現状と親亡き後の不安を酌み取りながら関わっている。地域生活支援拠点が開始したことを受け、サービスを利用していない方についてはサービス利用前の事前登録を行っている。昨年度は保健師が10件訪問して事前登録を行っており、急遽必要になったときに直ぐに対応できるような体制を整えていくため、登録を進めている。

杉本保喜委員 119ページの発達障がい者等及び家族への支援体制の確保の中で、ペアレントメンターを毎年一人ずつ増やしていく計画になっているが、どういった研修を受けるのか。

岡手障害支援係長 ペアレントメンターになるための研修は県が行っており、活動内容に了解を得た方を市から県に伝え、研修を受けていただく。今後増やしていくための方策を勉強しながら取り組んでいきたい。

河崎平男委員 きらきらプランは何部作成し、どこに配布するのか。

松本障害福祉課課長補佐 100部作成し、委員や自立支援協議会等の関係機関に配布する。ホームページにも掲載している。

矢田松夫委員 放課後等デイサービスが増えているが、今後も増えるのか。

岡手障害支援係長 放課後等デイサービスについては、令和3年4月に1か所開設している。今年度については情報はない。

水津治副委員長 学校における施設整備の推進に関しては、予算的には教育委員会になるのか。

吉村障害福祉課長 学校施設の整備に関しては、教育委員会の予算になる。基本的には障害者の基本計画等に沿ってノーマライゼーションという考えの下に事業を進めることになる。

吉永美子委員 139ページに障がいの者の雇用状況があるが、以前確認した際、

法定部分について山陽小野田市は超えていると聞いたが、雇用率はどれくらいか。地方公共団体は、それぞれ一定割合に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を雇用しなければならないとされているが、以前確認した際は身体障がい者しか雇用していなかったが、現状はどうなのか。

兼本福祉部長 人事サイドの話になるが、基本的にはこの3障害同じように雇用すべきだと考え方は持っていると思うが、採用の形態で実際に仕事がマッチングできるかどうかという点も大きな課題である。私どもも雇用しなければならないと考えているが、実際はまだできていない。職員の採用に当たって、福祉部と人事サイドの情報交換はない。法律の趣旨については、採用担当課も重々承知している。再度福祉部として、現状をもう一度人事サイドに申入れをしていく。

尾山福祉部次長 法定雇用率は、令和2年度については2.5%で基準をクリアしている。令和3年6月1日からは2.6%となる。

午後4時55分 散会

令和3年4月14日

民生福祉常任委員長 大井 淳一郎